

第 2 2 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和元年 5 月 7 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 72 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 73 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 74 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 23 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	5 番 青木友誉 委員 6 番 鈴木國人 委員
7、欠席議員	
議 長	<p>ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 22 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、5 番 青木友誉委員、6 番 鈴木國人委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 72 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	1 号事案について、1 番 亀井和紀委員 説明願います。
1 番亀井委員	<p>1 番亀井です。1 号事案について説明します。 事務局から説明された事項については省略します。 本件は 3 月 19 日に現地確認を実施しているものであります。 申請地は国道 21 号線バイパス沿いの古屋敷交差点から東南東方向に約 250m 付近で、バイパスの南側に位置した場所です。 現地確認の折には申請地の境界部分に支柱で表示がなされておりました。 周辺の状況は東側が雑種地、北側が排水路、南東方向から北西方向に町道が走っておりまして、南東側は田となっております。隣接農地所有者から同意書が提出されております。 今回の売買は土地所有者が高齢となり、耕作ができなくなっていたことと、太陽光発電施設設置場所を探していた譲受人との間で話</p>

	<p>がまとまり 5 条申請に至ったとのことです。</p> <p>申請地は埋め立ては行わずに雨水は地下自然浸透にて処理します。</p> <p>なお、降雨を越水させない防止策として、周囲の畦高を 20 cm として高さが不足する場所には土盛り対応を行う計画となっております。</p> <p>太陽光パネルの設置は、申請地のスペースに沿って東西方向に 5 列設置する予定で、最も長い施設ではパネルが上下に 4 枚×横に 27 枚。最も短い施設ではパネルが上下に 4 枚×横に 4 枚が設置されます。全体の枚数としては 324 枚が計画されております。パネル自体の高さは最も高い位置で地表から 1.8m とする予定で、申請地の周囲には高さ 1.2m のフェンスが設置される計画です。</p> <p>なお、申請地に隣接する水路沿いや道路沿いの草刈り管理等も譲受人に協力していただくよう行政書士を介して要請しておきました。</p> <p>太陽光発電に伴う地元説明については自治会長さんの任期交代の時期に重なったこともあって、31 年度の自治会長さんから同意書が提出されております。</p> <p>なお、本件の申請事務処理に関連して、申請地で刈り取った草を焼却作業された折にその炎が大きくなり、周辺の一部住民から焼却処理についてのクレームがあった模様で、農業委員会事務局にも同様の連絡が寄せられております。行政書士から現地確認の折にも反省の弁を頂いております。</p> <p>本件申請書には施設設置計画案や県知事あて誓約書、事業資金に関する融資資料、太陽光発電協会からの事業認定通知書、太陽光施設の関係資料、行政書士あて委任状の写しなどが添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。ご質問がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>1 番委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
事務局次長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>
議 長	<p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p>
議 長	<p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 73 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申</p>

	<p>る、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p> <p>補足説明が終わりましたのでこれより採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 74 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1 号事案について 5 番 青木委員、に関係しますので、5 番 青木委員は 農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(5 番 青木委員 退席)</p>
議 長	<p>1 号事案について 今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
今井推進委員	<p>現地につきましては 4 月 18 日に確認に行っていました。この土地は皆様ご存知のように農地再生事業の一環として皆様と一緒に草刈りから田起こしを実施した場所になります。</p> <p>先日きれいにしたばかりですので現状には問題ありません。</p> <p>今後の管理も適正に行っていただけたと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
議 長	<p>今井委員からも説明がありましたが、申請地は農地再生にご協力を頂いた水田であります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>こちらの田は平成 31 年 3 月に皆様にも遊休農地解消にあたっていただきました、津橋地内に新たにオープンされる御嵩町滞在型農業体験施設の実習田です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は可決しました。</p>

議 長	<p>審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)</p> <p>次に、報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議 長	<p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。 10時01分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

5 番

6 番
